

令和8年4月に向けた 家庭的保育事業 整備が必要な地域一覧

取消し線の地域は、小規模保育事業の一次募集で整備が決定したエリアです。

家庭的保育事業は整備される施設の規模から、整備できる場所に明確な制限を設けていませんが、基本的な駅からの範囲等は小規模保育事業の整備が必要な地域に準じます。

整備が必要な地域

区	対象エリア	区	対象エリア
神奈川	【菅田町】※	港南	—【港南台駅周辺】—
港北	—【小机駅周辺】—	緑	【鴨居駅周辺】
都筑	—【川和町駅周辺】—	戸塚	—【戸塚駅周辺】—
栄	—【本郷台駅周辺】—	瀬谷	—【瀬谷駅周辺】—

※菅田町は小規模保育事業の整備が必要な地域ではないため、エリアの範囲については個別にご相談ください。

【整備か所数について】

各エリアの整備数については、他の整備事業募集（認可保育所、既存施設連携型1・2歳児園、事業所内保育事業、家庭的保育室）の申請状況等も踏まえ、総合的に判断し、予算の範囲内で決定します。そのため、上記エリアでの申請であっても採択されない場合があります。

【お問合せ先】

＜整備が必要な地域に関すること＞

担当部署：こども青少年局保育対策課

電話番号：045-671-4469

メールアドレス：kd-hoikutaisaku@city.yokohama.lg.jp

＜設備基準や申請に関すること＞

担当部署：こども青少年局こども施設整備課

電話番号：045-671-4146

メールアドレス：kd-koseibi@city.yokohama.lg.jp

※整備の際の定員構成については、敷地規模や地域の実情等を踏まえて横浜市との協議に応じいただきます。なお、保育ニーズの高い1歳児枠を確保するために、0歳児定員は原則設けないこととします。